

衆議院 内閣委員会 経済産業委員会連合審査会議録 第一號

平成十九年四月十日(火曜日)  
午後二時二十分開議

出席委員  
内閣委員会

委員長 河本 三郎君  
木村 勉君  
戸井田とおる君  
平井たくや君  
松原 仁君  
赤澤 亮正君  
遠藤 宣彦君  
金子 恭之君  
関 芳弘君  
土井 亨君  
林田 彪君  
松本 洋平君  
小川 淳也君  
小宮山洋子君  
横光 克彦君  
石井 啓一君  
委員長 上田 勇君  
理事 金子善次郎君  
理事 新藤義孝君  
理事 宮腰光寛君  
理事 近藤洋介君  
理事 飯島夕雁君  
岡部英明君  
近藤三津枝君  
清水清一朗君  
藤井勇治君  
牧原秀樹君  
武藤容治君  
森増原英介君

山本 明彦君  
大畠 章宏君  
細野 豪志君  
柚木 道義君  
塙川 鉄也君  
川端 達夫君  
三谷 康稔君  
西村 健太君  
田端 正広君  
遠藤 武彦君  
岡下 信子君  
鈴木 淳司君  
寺田 稔君  
並木 正芳君  
松浪 健太君  
渡辺 正徳君  
吉井 英勝君  
河村たかし君  
佐々木隆博君  
渡辺 周君  
香川 俊介君  
玉木林太郎君  
上田 隆之君  
河井克行君  
中山泰秀君  
後藤斎君  
赤羽一嘉君  
小此木八郎君  
川条志嘉君  
佐藤ゆかり君  
丹羽将明君  
原田憲治君  
馬渡龍治君  
株式会社日本政策金融公庫法案(内閣提出第四六号)

法律の整備に関する法律案(内閣提出第四七号)  
○河本委員長 これより内閣委員会経済産業委員会連合審査会を開会いたします。  
先例によりまして、私が委員長の職務を行います。

内閣提出、株式会社日本政策金融公庫法案及び

株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法

律の整備に関する法律案の両案を一括して議題と

いたします。

両案の趣旨の説明につきましては、これを省略

し、お手元に配付の資料をもつて説明にかえさせ

ていただきますので、御了承願います。

これより質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。赤羽一嘉君。

○赤羽委員 公明党の赤羽一嘉でございます。

本日は、株式会社日本政策金融公庫法案ほかに

関する質問を、三十分でござりますが、行わせて

いただきたいと思います。どうかよろしくお願い

いたします。

まず、今回の政策金融改革の目的は、改めて言

うまでもないことではあります、民間の金融活動

の補完を行うことを原則として、政策金融の機能

を政策の必要性が明確なものに限定し、肥大化

した公的金融の規模を縮減することである。この政

策金融の機能とは、一定の政策目的を達成するた

めに、民間金融のみでは適切な対応が困難な分野

に対しても資金供給を行うものである。

ただ、これまでの国会審議を見ておりまして

も、政策金融機関のスリム化は重要である、しか

しながら、政策金融が本来果たすべき機能の維

持、体制の整備も大事である、こういった旨の指

摘が多く見られているというふうに了解しております。

○赤羽委員 わかりました。ぜひ効率的、透明度

の高いということで、しっかりとフォローしてい

き続き国が責任を持って実施していくます」という

こと、これは自明でございます。したがって、新

公庫において政策金融が適切に実施されるとい

うこととともに、効率的で透明度の高い運営がなさ

れるという観点を行革大臣としては見てまいりた

いと考えております。

○赤羽委員 わかりました。ぜひ効率的、透明度

の高いということで、しっかりとフォローしてい

きたいとまず申し上げておきたいと思いま

す。

ちょっと順番が逆なんですが、一問だけ次に質

問させていただきたいことがございます。実は、政府系金融機関の改革の議論が与党内から始まつたときに、一つにするのか二つにするのかというような、そういう組織設計の話をしているときに、私は常に党内では申し上げていたんですが、政府系金融機関で働く人たちの立場の議論というのは余りないんですね。機能論とか何かということなんですけれども、中で働いている人たちのモラールが非常に不健全になつたり士気が上がらないとなると、どんな組織にしてもうまくいかないだろう。

今回、いわゆる国際金融業務を行うフィールドと、今の国民金融公庫などというのはまさに一件一件十万円の月の繰り越しの融資みたいなことをやるという、それを一つの機関でやつて、一つの機関で多様な人材を養成するということは、言うほど簡単じゃないと思うんです。

学生の立場に立つてみると、どういう人がこの新公庫に入つてくるのかと、入ってきた中では、語学を熟達させなければいけないというカリキュラムもあるでしょうし、語学なんというのは全く関係ない、必要ないということもあるだろうし、留学もさせるグループもなければならないし、留学なんか必要ない、それが一つの同期入り社の中에서도ういう色分けをするということは、モラールダウンに簡単につながりかねない。

今、現状の公庫とJ B I Cとかいうところの人たちが一緒になるというのもそうしたやくないと思いませんが、新しく採用したものどう人材育成していくか、この辺は非常に難しい問題であり、私は、本当はこれが組織論を論じるよりもすごく大事な視点だというふうに思つておりますし、いろいろ、新しい組織に向けてのテーブルというのできているんだと思うんですけれども、ぜひこの点について、現場の声をまずよく聞くという

ところから始めて、やはり現場の人たちが幸せに仕事をしていける環境を整えることが非常に重要な点だけれども、案外、国会の審議では余り語られないのではないか、こういうふうに感づるんですが、この点について渡辺大臣の御所見をお聞きしたいと思います。

○渡辺国務大臣 大変大事な御指摘をいただいたと思います。

今から十何年前に旧輸銀と旧O E C Fを統合して今のJ B I Cができたわけですね。今回はこれを離婚するわけであります。どうも、この二つの組織が同じ建物の上と下にありながら内部の融合がうまくいかなかつた。その教訓はよく学ぶ必要があると思うんですね。業務の中身も違いますし、哲学も違つたのかもしれません。

しかし、こうしたものについては、無理やりへ理屈をつけられることもないんだと思ひます。したがつて、今、赤羽委員の方から、現場の声を聞くようについての御指摘は、まさにそのとおりだと私も思います。

今後の制度設計に当たりましては、それぞれの分野の専門性が損なわれることのないよう、職員の配置や育成の面で工夫を行つてまいりたいと考えます。また、新公庫の役職員が高いモラールを持つて業務を遂行していくよう、明確な事業計画の策定や適切な評価も重要なことだと思います。いずれにいたしましても、現場の職員の声はよく聞くことは基本であろうかと思います。

○赤羽委員 こういった部分は、有識者会議を設置するみたいな議論は、予定はあるんですか、この点については。

○渡辺国務大臣 この問題についてということでお話ししますが、ワーキングチームをつくりますので、そのもとでワーキングチームをつくりますので、その中でこうしたことも議論にはなろうかと考えております。

○赤羽委員 ちょっとと言わずもがなで、余計なことかもしれませんのが、今、J B I Cの輸銀と基金の問題というのは、眞実はどうだつたかよくわかれませんけれども、随分いろいろなことが報道さるようになりましたが、この点について渡辺大臣の御所見をお聞きしたいと思います。

○渡辺国務大臣 大変大事な御指摘をいただいたと思います。

今から十何年前に旧輸銀と旧O E C Fを統合して今のJ B I Cができたわけですね。今回はこれを離婚するわけであります。どうも、この二つの組織が同じ建物の上と下にありながら内部の融合がうまくいかなかつた。その教訓はよく学ぶ必要があると思うんですね。業務の中身も違いますし、哲学も違つたのかもしれません。

しかし、こうしたものについては、無理やりへ理屈をつけられることもないんだと思ひます。したがつて、今、赤羽委員の方から、現場の声を聞くようについての御指摘は、まさにそのとおりだと私も思います。

今後の制度設計に当たりましては、それぞれの分野の専門性が損なわれることのないよう、職員の配置や育成の面で工夫を行つてまいりたいと考えます。また、新公庫の役職員が高いモラールを持つて業務を遂行していくよう、明確な事業計画の策定や適切な評価も重要なことだと思います。いずれにいたしましても、現場の職員の声はよく聞くことは基本であろうかと思います。

○赤羽委員 こういった部分は、有識者会議を設置するみたいな議論は、予定はあるんですか、この点については。

○渡辺国務大臣 この問題についてということでお話ししますが、ワーキングチームをつくりますので、そのもとでワーキングチームをつくりますので、その中でこうしたことも議論にはなろうかと考えております。

○赤羽委員 金、信組、こういった不良債権の処理というのはまだこれからだ、こうも言われているわけであつて、中小企業に対する資金供給機能の維持については、恐らくその必要性というのはまだ当分の間に改善されているとはいいながらも、地方の格段に改善されているとはいながらも、地方の実情というのはまだまだであつて、地銀また信

○赤羽委員 金、信組、こういった不良債権の処理というのはまだそれまで、まさに中小企業のニーズに合わせて、しつかりとその資金需要にこたえる体制をつくらなければいけないのではないか。そのためにも十分な財政措置が必要であるというふうに私は考えるのですが、この点についての御見解をいただきたいと思います。

○渡辺博副大臣 日本の産業の競争力の源泉としては、もう御案内のとおり、全国四百三十万社の中小企業であることは間違いございません。中小企業は日本を支える生命線であり、そのためにも十分な財政措置が必要であるというふうに私は考えるのですが、この点についての御見解をいただきたいと思います。

○赤羽委員 金、信組、こういった不良債権の処理については、その業務の適切な実施が図られるよう、政府からの出資、貸し付け及び社債に係る債務に対する政府保証において、中小企業者等の資金需要に質、量ともに的確にこたえる旨が定められております。

○渡辺博副大臣 新公庫における財政措置については、その業務の適切な実施が図られるよう、政府からの出資、貸し付け及び社債に係る債務に対する政府保証に関する規定が定められています。

具体的な財政措置のあり方につきましては、今後、財政当局等とも協議しながら検討していくことになりますが、中小企業者の資金調達に支障がないよう、十分な財政措置を確保してまいります。

○赤羽委員 次に、危機対応に対する質問に移らせていただきたいたと思います。

景気の変化とか、また自然災害等々が起こつたときに、その影響を受けやすいのは中小零細企業でありまして、災害とか貸し渋りなどの危機に陥つたときにセーフティネット機能が発揮されてきたというのが実態であつて、現場の中小企

という声が強く寄せられているわけでござります。こういったセーフティーネット機能こそ、まさに政策金融として最も重要な機能である、こう言つても過言ではない、私はそう考えております。

この危機対応業務を行う危機の範囲については、取引企業の倒産、貸し渋りなどを含めて、危機の範囲を狭めることなく、柔軟に、かつ迅速に危機対応の発動をするべきだというふうに考えておるわけでございます。

今回、危機対応業務ということで、新公庫にも含まれているんでしょうし、新しく今回民営化される商工中金ですか政策投資銀行についてもその旨が記されているわけですが、それでも、この危機対応業務についての整理の仕方ということも含め、あと私は、いずれにしても、政策金融の縮小の影響が出ないように、これまた十分な財政措置というのが必要である。このセーフティーネット機能こそ十分な財政措置が必要であるといふうに考えておるんですが、この点についての御答弁をいただければと思います。

○石毛政府参考人 お答え申し上げます。

今御指摘ありましたように、中小企業にとりましては、金融秩序の混乱などで信用不安とか、あるいは大規模災害とか、そういう危機によりまして被害を受けた際に、きめ細やかな支援、そういうものがまさに命綱といいますか、そういう形になります。こういういざというときは非常に重要でありますから、御指摘のとおり、これまで政策金融機関が柔軟かつ迅速に対応してきたところでございます。

それで、お尋ねの危機対応の発動についてでございますけれども、新公庫法の中で、主務大臣が、二つの要件、すなわち、一般の金融機関が通常の条件によって貸し付け等を行うことが困難であること、それから、指定金融機関が危機対応業務を行う必要があること、そういう二つの要件を認定する場合に発動をするというふうにされております。

この具体的な運用でございますけれども、これまで政策金融機関が柔軟かつ迅速に対応してきたセーフティーネットの融資なんかに典型的にあります。こう言つてはいるわけですが、そういうことを十 分踏まえまして、今後検討していきたいというふうに思つております。

ただ、こういうことをする上で、具体的な財政措置ということが必要になつてくるわけですから、私どもとしては、今後、財政当局とも協議をしていくわけですから、その危機時ににおいて中小企業の資金調達に支障が生じることがないよう、そういう必要な財政措置を確保していくた いというふうに思つております。

○赤羽委員 繰り返しになりますが、セーフティーネット機能というのは本当に重要な機能でございますので、ぜひしっかりと措置をとつていただきたいと思います。

次に、貸出残高の数値目標について質問をさせていただきたいと思います。

この貸出残高の目標につきましては、対GDP比半減を平成二十年度中に実現するということが決定されているわけでありますけれども、これを設定するかどうかが課題になつてゐるというふうに伺つておりますが、私は、金融は政策金融もは、政投銀、商工中金の民営化、また公営企業金融公庫の廃止で達成が確実であつて、新たに目標を設定するかどうかが課題になつてゐるというふうに伺つておりますが、私は、金融は政策金融も含めて経済の血液であつて、数値目標を置くことが目的になるというのは必ずしも適当ではないんじゃないですか、何となくそこは本末転倒なところもじやないか、何となくそこは本末転倒なところもあるのではないかというふうに感じるわけでございます。

中小企業への影響とか、今申し上げたような、機動的に資金需要に対応する必要があることなんかも踏まえますと、もちろん、民間金融での対応状況にも配慮して十分に慎重に対応する必要があ ります。

○赤羽委員 どうもありがとうございます。

あらかじめ削減する目標を設定してそれに向かってひたすら邁進するということではないといふことは、委員の御指摘のとおりだと思っております。

○甘利国務大臣 行革推進法で定められている対策上重要な海外資源確保、国際競争力確保に不可

四

ギー問題に取り組んでいる中小企業を積極的に支援してきておりますけれども、まずエネルギー対策でございますが、省エネルギーに資する設備を設置する中小企業者の支援等ということで、その貸付残高は、平成十九年二月末現在で一千四百六十二億円になつております。

それから、環境対策の関係についてですけれども、窒素酸化物の排出量を低減させるためのトルックあるいは建設機械の買いかえの促進等、そういうものに取り組んできおりまして、環境対策に係る貸付残高は、平成十九年二月末現在で二千六百件、七百八十四億円となつております。

○玉木政府参考人 国際協力銀行、JBICの国際金融等業務に関する実績についてお答えいたしました。

環境・エネルギー問題に資する案件としましては、例えばハンガリーでの太陽電池事業への融資などがございますが、主な案件を合計しますと七百億円程度の実績がございます。このうち、排出権取得に資する主な案件として、例えばブルガリアの風力発電案件事業への融資などがございますし、さらに、排出権取得に資する出資案件もござります。

○香川政府参考人 国民生活金融公庫について申  
し上げます。

中々企業者向けの環境ニーズがござりまして、それに対する対応策として、環境対策関連貸付け及び生活衛生関係営業者向けの環境対策関連貸付けなどの融資を通じまして、公害防止設備、リサイクル関連設備、省エネルギー設備等の環境保全、改善に資する設備の導入を支援しております。平成十八年度におきましては、一千二百三十九件、約百四十億円の貸付実績がございます。

は、日本企業のすぐれた風車技術が採用されヨーロッパでは初めてのプロジェクトで、これはさらに排出権も獲得できる案件で、J B I C がプロジェクトファイナンスで支援しているといった事例もありますし、排出権でも、アジアなどでの排出権獲得プロジェクトへの支援も進められるところであるわけでございます。

このような分野というのは途上国の場合が多くて、カントリーリスクがあつたり、市場の未成熟による将来リスクなんという点からも、J B I C の公的機関が民間を補完するという役割が今後ともやはり期待されることが大きいんじやないかと。いうふうに考えるわけでございまして、新公庫の国際金融業務としても引き続きしっかりとやっていくことが、国益にもかないますし、国際貢献にもかなうというふうに考えておりますけれども、政府として、この点について確認をさせていただきたいと思います。

○玉木政府参考人 我が国が比較優位を有しております省エネ、新エネ、環境関連の技術を活用して途上国のエネルギー利用効率化や環境改善に資する事業に取り組むことは、御指摘のとおり、地球環境問題に対する取り組みの観点からも、そして我が国企業のビジネスの機会を創出する観点からも大変意義のあることであり、J B I C の国際金融等業務は、これらの分野に対する金融面からの支援において重要な役割を果たしてきたところでございます。

新公庫におきましても、我が国のすぐれた技術によって途上国のエネルギー・環境問題の改善を図るプロジェクトに対する支援に引き続き注力してまいります。政府としても努めてまいりたいと考えております。

○赤羽委員 それでは最後に、新公庫が、金融機関としてのリスク管理について、これも改めて確認するまでもないかもしれません、質問をさせていただきたいと思います。

言うまでもなく、一般に、金融機関というものが

の業務の前提は信用の確保であると考えております。民間金融機関を補完する位置づけにある新公庫ももちろん一つの金融機関でありますから、財務基盤の充実、資金管理や金融機関としての顧客守秘義務の徹底などが図られる必要が当然あると、いうふうに考えておりますけれども、これをどのようにして確保していくつもりなのか、最後に行なった大蔵大臣の御見解を伺つて、質問を終わらせていただきたいと思います。副大臣で結構です。

○林副大臣 お答え申し上げます。

財務基盤でございますが、まず申し上げますと、新公庫の担う業務は、政策金融として国が責任を持って実施していく業務ということで、この円滑な遂行に支障が生じないよう、財政融資資金の借り入れ、また政府保証債等による円滑な資金調達に加え、どんぶり勘定で收支差補給をするのはやめるということですが、政策目的に応じた補給金等の国による支援を行う仕組みになつております。

また、簡潔に申し上げますが、職員の秘密保持義務については新公庫法案の第九条に法定をしておりまして、さらに、整備法で独法等の保有する個人情報の保護に関する法律の対象としている等、厳正な服務規律の確保や情報管理の徹底を図る。これに加えまして、会社法が適用になりますので、会計監査人による会計監査、また金融庁による金融検査等を受けることにより、しつかりとしたガバナンスを確保するということで、金融機関としての十分な支援を確保してまいりたいと思っています。

○赤羽委員 どうもありがとうございました。終ります。

○河本委員長 次に、北神圭朗君。

○北神委員 民主党的北神圭朗でございます。

きょうは、引き続き、株式会社日本政策金融公庫法案について質問をしたいと思います。

委員会ですので、きょうは基本的に中小企業金融公庫、以下中小公庫と言いますが、その業務の見直しの我が国の中小企業に対する、あるいは零細企業に対する影響について議論をしていきたいと、いうふうに思います。

まず、私の現状認識としては、中小零細企業の中には民間の金融機関からは必ずしも十分な融資を受けることができないところがたくさんある。そういう企業にとっては、もちろんモラルハザードの部分もあるかもしれません、やはり過半数のそういう中小零細企業はこれまで中小公庫とか国民生活金融公庫、これは以下国民公庫と言います、などの政府系金融機関に非常に助けられてきたというふうに思っています。

ところが、今回の法案は、日本政策金融公庫、以下新公庫と言いますけれども、その統合に伴つて、こうした公庫の業務の縮減が行われるということになつております。地元の中小企業、零細企業の経営者に聞いても、今後、この影響で中小企業向けの業務、融資が非常に厳しくなるんじゃないかという心配の声が上がつているところだとうふうに思います。

まず、総論としてお聞きしたいのは、新公庫ができるからも引き続き中小零細企業向けの政策金融といふものはきちんと堅持されるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○渡辺(博)副大臣　日本の経済を支えているのはまさに中小企業であるということは間違いございません。日本の経済の発展を支えている原動力をしっかりと維持していくことは大変重要でござります。その中核は、まさに資金調達の円滑化であるというふうに思っております。

このため、政策金融機関の再編に当たりまして中小企業金融の取り扱いについては、行政改革推進法等において、中小公庫や国民公庫が担つてきました機能が新たに設置される政策金融機関にしつかりと承継される旨規定されているわけでございま

株式会社日本政策金融公庫法案においては、こうした決定事項に忠実に従いまして、中小公庫や國民公庫が担つてきた機能の承継が規定されています。今回の政策金融機関の再編後においても、新たに設立される政策金融機関を活用しながら、中小企業の方々の資金繰りに支障を来すことのないように万全を期してまいりたいと思つております。

○北神委員 機能が承継をされる、それで融資の方もきちっとやっていくという渡辺副大臣のその決意はよくわかるんですが、具体的に法案を見ていくと、中小公庫の二つの融资形態がある、いわゆる一般貸し付けと特別貸し付け。今回の法案によつて一般貸し付けの方、これは一般的に中小企業の皆さんに融資をする、特別貸し付けの方は国の政策に従つていろいろな制度融資をやるという分け方だと思ひます。そのうち一般貸し付けといふものがなくなる。それをもつて今回、業務を縮減するということになつております。これが一つ、心配の一番大きな理由だといふうに思つてゐるんですね。





ば運用である程度は対応できるというふうに思いますが、そこはよろしくお願ひをしたいというふうに思います。

もう一つ、今、一般貸し付けというのが実は民業補完的な役割を平時においてもやつてきているんじやないか。そういう議論が去年、私も全然参加していなかつたんですが、やはり本当はもつと詰めを行われるべきだったんじゃないかなというのが私の今の印象ですが、今度は逆の方向から

いつて、今回の法案というのは、行政改革的な視点、天下りをなくすとか業務を効率化するとか、統合することによって事務経費をなくすとか、そういう視点も一つ大きな部分がある。これは必ずしも異論はないんですけど、もう一つは、今ずっと議論をしている民業圧迫というものをやはりなくしていくかないといけない。官から民の流れというものを推し進めないといけない。

でも、考えてみたら、中小公庫とか國民公庫が今、民業を圧迫しているというのは、私は、昔何か新聞とかに、十五年前とか二十年前はよく見たことがあるんですが、民業を圧迫しているという悲鳴の声は、実際民間金融機関から上がっているんでしようか。

つまり、この法案のこの部分は何に対応しているのかと云うのが正直私にはわからないんですよ。これはどなたでも結構ですが、民業を圧迫している、どこが民業を圧迫されているんでしょうか、今の中小公庫、國民公庫。中小公庫でいいですよ、限定していいんです。○大藤政府参考人 先ほど大臣から話がございましたように、今回の政策金融改革におきましては、官は民の補完に徹するという観点から、民間金融と政策金融の担うべき機能や役割分担について相当の議論を重ねたわけでございます。

その過程におきまして、経済財政諮問会議等の場で民間金融機関等からもヒアリング等を行つております。一般に、不良債権処理の進展や金融技術の高度化等によりまして中小企業貸し付けの分野における取り組み姿勢が改善している、一方

で、ただし、セーフティーネットなど、すべての分野において民間だけで対応できるわけではないふうに思います。

もう一つ、今、一般貸し付けというのが実は民業補完であつて、民間金融と機能としては競合しているということで、今回のような見直しを行つたわけでございます。

○北神委員 余りよくわからなかつたんですけども、要するに、そういうふうに決ましたと。その理屈がよくわからないんですね。何が民業圧迫なのか。もう一回、そこを詳しく説明してもらえますか、わかりやすく。

○大藤政府参考人 一般貸し付けにつきましては、いわゆる民間企業が貸し付けている部分につきまして、いわゆる量的補完といふことで対応しているものでございまして、民間金融機関から、が生じる可能性が増してきているというふうに考えていところでございます。

○北神委員 だから、その量的補完と、多分だれも意味がわからないと思うんです。何となくわかるかもしれないけれども、量的補完とは何なんのか。

そしてさらに言えば、私の資料の三ページにあります、これは中小公庫さんがつくつている資料で、一般貸し付けの推移が書いてあるんです。その数字は別にいいんですけど、箱の中の(1)を見ると、公庫は民業補完の観点から、こういう一般貸し付けにより供給をしている、つまり、今までの中小公庫は既に、一般貸し付けというものは民業補完だというふうに言つているんですね。

これは、こんな資料ではあれでけれども、中小公庫の法律を見ても、民業補完というものを大前提として、たしか第一条に書いてある。ただこの法案のP.R.のために、これは官から民だけという話で、これはもう現実に商売をされている皆さんにとっては非常に迷惑な話になるというふうに思います。

ただ、行革大臣は何かどこかでそれを検討しておられる、それで、民間と競合する可能性があるということですね。ただおきながら、大して説得力のない議論で、今回、民業圧迫、民間と競合するといふでいきなり廃止をするということは、よくわからぬなど。

何回も言いますように、これは去年もう法律で決まつちやつてあるから蒸し返すつもりはないんですけど、もう一度、皆さんに、もし問題が生じたら運用の面でできるだけ対応してほしいのと、それはいろいろな民間金融機関の整備をしたり証券不良債権処理の進展とか金融技術の高度化等によりまして取り組み姿勢が改善してきているわけでございまして、民間金融機関とのいわゆる競合が生じる可能性が増してきているというふうに考えているところでございます。

○北神委員 だから、その量的補完といふ点は、これは譲れない一線なんですね。量的補完といふ言葉が出てまいりましたけれども、昔、高度成長時代に資金ニーズが山のようにあつて、お金が足りない。例えば住宅をつくると小零細企業に融資できるような環境が整うかもしれない。でも、本当はそれが整うまではやはり一般化市場というものをちゃんと整備してからしたら、もしかしたら民間金融機関も十分こういう中貸し付けは残しておくべきだというのが私の考え方なんですよ。だから、そういう意味では、私も去年の議論に参加していかつたから余り言えないと云うのですが、この法案で一番気になるのはこの部分です。ぜひそこをお願いしたいと思います。

最後に、行革大臣にお願いしたいのは、結局、この民業補完とか民業圧迫というのがよくわかっていないから、恐らく、国民の皆さんにインパクトを持つてこれはすごい官から民の改革だということを示するために、貸し出しの数値目標みたいに、私に言わせれば安易で表面的なことをやろうとしている。さつきの質疑の中で経産大臣がもうそういうことは余り適當ではないと言われたのは、非常にいい、そういうふうに考えてもらつていてよかつたなというふうに私は思うんですね。というのは、貸出額を半分にするとか三分の一にすると、こんなのはもうちゃんとおかしな議論で、何の根拠でそんな縮小をするんだ。ただこの法案のP.R.のために、これは官から民たゞかるを得ない。

そして、量的補完の話というのは、戦後の高度



それに加えまして、本来、民間金融機関が対応できる分野について民間金融機関の貸し付けを円滑化し推進するというような観点から、部分保証とか証券化の手法などによりまして、民間の金融を補完して民間が貸し付けやすいような環境を整備していくということも大きな意味で民業の補完であるというふうに考えております。

○鷲尾委員 ありがとうございます。  
それで、民業補完ということですけれども、業務を不斷に見直していく、必要性を含めて継続的に見直していくぞということで、行革推進法に定める業務について、行政減量・効率化有識者会議というんですか、これを今活用してやつておるというふうですか、これを今活用してやつておるというふうに思いますが、この有識者会議というのはどういう組織でどういう頻度で行なうのか、そしてまた、これはどこまで日本政策金融公庫の内容を決定していく会議になるんでしょうか。

○大藤政府参考人 行政減量・効率化有識者会議と申しますのは、行政改革推進法で設置された政府の行政改革推進本部のもとに設置をされております会議でございまして、必要に応じて、本部長である内閣総理大臣等に意見等を具申する等々の機能を有しているところでございます。

既に、行政減量・効率化有識者会議におきまして、今回の法案の具体化等につきましても適宜御説明をさせていただき、御議論をいただいてきたところでございます。また、今後、行政減量・効率化有識者会議のもとに専門のワーキングチームを設けていただきまして、新公庫、完全民営化・廃止機関につきまして専門的立場から評価、検証を行つていただきまして、節目節目で有識者会議への報告を行つていくことなどを検討してまいりことになつてございます。

○鷲尾委員 渡辺大臣、この会議は必要に応じて開催するという話ですけれども、必要に応じての必要というのは、これは不斷に見直しといふことですから、隨時というわけではなくて、どんな必要に応じてやつていくのかとかいう話も、これはきたいと考えております。

常に見直していかなければいけないことですから、ある程度の目安というのも必要にならうかと思うんです。

それと、これは政策金融公庫の話に限つて言えば、どういうところを決定していくのかという話も、大臣、お聞かせ願いたいんです。この有識者会議がどんなことを議論して、日本政策金融公庫は自律的経営をしていくわけですから、これについてどういうことを決定する権限があるのか、どういうことを提言することになっているのかというところを、大臣、お答え願えたらと思います。

○鈴木政府参考人 これまでの実績につきましてだけ御説明申し上げます。

これまで、この行政減量有識者会議でございますけれども、案件によりまして、多いときには一週間に一遍開いていた、いたこともございます。また、案件によりましては、事柄の節目節目で、何かを決定する前に開いていたいたというようなことがございまして、今後も私ども、この節目節目、また必要に応じて開催させていただきたいというふうに考えております。

○渡辺国務大臣 国会の議論なども参考にしながら進めてまいりたいと考えます。

○鷲尾委員 もうちよつと、どれぐらいの目安でとかいうところもお答えいただきたかったんですけど、あと、具体的な内容で、どういうこととを決定していくのかというところについても大臣にお答えいただきたかったんですけれども。

大臣、この点はどうですか。お答えいただけないですか。

○渡辺国務大臣 先ほど政府委員から答弁申し上げましたように、行革推進法で与えられたミッションというものがございますので、新公庫について、業務の不断的見直し、民業補完が徹底されているかどうか、効率的な事業運営が行われているかどうか、資金調達がうまくいくかどうか、新公庫がスタートするに当たってスマートに運営がなっていますよという話であれば、今の会社が縮減されるとか、経営者の裁量にゆだねられている事項について重大的判断の誤りがあつた等々、経営責任に帰すべきことが明白な場合に当たるかどうかという観点から、個々の事例ごとに客観的かつ慎重に判断していくことになるものと考えております。

○鷲尾委員 それは、四公庫の統合がなされるわけですから、経営の効率化とか赤字の縮減とか、これについて当然、今、経営責任の明確化とくことで勘定を残すという議論をされているわけですから、こうしておりますと、組織全体が縮割りになってしまふうに思うわけでございます。

これは、渡辺大臣、主導的に、ちゃんとシナジー効果を發揮するように、よりリーダーシップ

そして、先ほど来申し上げておりますように、GDP比での目標が決められているわけでございまして、これが達成された後の目標をつくるかどうかという点については、民間の金融機関の状況なども見ながら検討をしてまいりたいと考えております。

○鷲尾委員 ありがとうございます。  
それでは、ちょっと話をかえまして、経営責任の明確化について、財政負担のあり方として、経営者の責任に帰すべき赤字を公庫は負担することはないんだというふうにあるわけですから、この経営者の責任に帰すべき赤字、というのは具体的にどうしたことなのかというところをお聞かせ願いたいんです。

○大藤政府参考人 経営責任のことについてのお問い合わせでございますけれども、御指摘のとおり、行政改革推進法で、「新政策金融機関に生じた損失であつて、これらの経営責任に帰すべきものと補てんするための補助金の交付その他の国の負担となる財政上の措置は、行わないものとする。」ということが規定されているところでございます。

経営責任に帰すべき赤字といたしましては、その損失が政策金融の適正な実施に伴うものではなく、経営陣の業務運営上の理由等によるものを想定しているところでございます。

具体的には、例えば経営者による法令や融資等の基準に違反した運営が行われていたありますとか、経営者の裁量にゆだねられている事項について重大な判断の誤りがあつた等々、経営責任に帰すべきことが明白な場合に当たるかどうかといふ観点から、個々の事例ごとに客観的かつ慎重に判断していくことになるものと考えております。

○鷲尾委員 それは、四公庫の統合がなされるわけですから、経営の効率化とか赤字の縮減とか、これについて当然、今、経営責任の明確化とくことで勘定を残すという議論をされているわけですから、こうしておられますと、組織全体が縮割りになつてしまふうに思うわけでございます。

ということはなかなか進まないんじゃないかなといふうに批判もされているわけです。この点についての御見解を、対策を含めてお伺いしたいんです。

○大藤政府参考人 先生御指摘のとおり、経営効率化の推進に当たりましては、管理部門等の共通する業務の一元化等を通じて、統合効果を最大限発揮するとともに、強固な力バランスのとで、一体的かつ効率的な組織運営を図ることが重要であると考えております。こういった観点から、いわゆる縦割りというようなことがあつてはならないと考えております。

このような観点から、新公庫の運営に当たりましては、まず新公庫自身が今回基本的には会社法が適用されるということでございまして、取締役会による意思決定や業務執行の監視等のガバナンス確保に資する会社法上の仕組みを活用することによって、各勘定別の縦割りの運営ではない、一括して、組織運営に努めていくことがまず重要な観点から、新公庫の運営に当たりましては、政府の行政改革推進本部としても、運営のあり方についても、運営を妨げることのないよう緊密に連携をいたしまして、新公庫の一体的な組織運営が図られるよう指導監督を行つていくことが必要であると考えております。

また、各主務大臣におきましても、一体的な組織運営を妨げることのないよう緊密に連携をいたしまして、新公庫の一体的な組織運営が図られるよう指導監督を行つていくということが必要であると考えております。

また、こういった点につきましては、政府の行政改革推進本部としても、運営のあり方についてしっかりとフォローしていくということになるものと考えております。

○鷲尾委員 それは鋭意フォローしていくべきだたいんでけれども、何もこれは会社法を適用したからうまくいくという話ではないと思うんですね。そもそも会社法を適用したからうまく経営がなつていますよという話であれば、今の会社組織みんなうまくいっているということになりますので、そんなことは絵にかいたもちだろうといふふうに思うわけでございます。



○鷲尾委員 ありがとうございます。

政府系金融機関がこれから先、日本政策金融公庫となつていくわけですけれども、リスクをとつて融資をするということについてもリードするような形でやつていかないと、逆に民間だけに任せてしまつても、結局、融資慣行を含めて何も変化がないということにもなりかねないのではないかというふうに思つております。そういう意味で、民業補完という以上の役割をある程度担つていかなきやいけないんじやないかなという感想を私自身は持つておるところでございます。

何にせよ、官から民へ、官でも民でも、やはりその組織が官僚化してしまいますと、その資金の使い方を含めて、ビジネスを含めて、やはり停滞してしまうんじゃないかなという現実がありますので、こういうことについてはしっかりと経営改善をやっていくということを念頭に置きました。このう施策を運用していただけたらというふうに思う次第でございます。

○河本委員長 次に、塩川鉄也君。

○塩川委員 日本共産党的塩川鉄也でございます。

日本政策金融公庫法案について質問いたしました。

今回、中小企業の支援制度の見直しがこの中で行われるわけですけれども、そこでお尋ねしたいんですが、特に、中小企業金融公庫が行つていて一般貸し付けから撤退をする、廃止をするという話であります。

これは、二〇〇一年のときの特殊法人等整理合理化計画の中でも、この一般貸し付けについて、民間にできることは民間にとく原則のもとに規模を縮減するところ、これに基づき、諸問会議などの議論を経て撤退が決められたわけであります。

そこで伺いますけれども、民間にできることは民間にとくのがスローガンになつております。民間にできることは民間にと言いますが、長期、

固定、低利という特徴のある一般貸し付け、この一般貸し付けと同等の融資を民間金融機関が担うるという担保はどこにあるんですか。

○渡辺国務大臣 民間金融機関の金融商品というのも最近かなり多様化をしております。長期、固定、低利は、かつて政府系の最大の売りだつたと思うんですね、セールスポイントだつた

と思います。しかし、こういうたぐいの商品も、民間ではもう既に出てきているのは御案内のところです。

○塩川委員 がリスクをとる、そのリスクをさまざまな形で管

理していくという技術は、昔とは比べ物にならないくらい発達をしておりますので、民間で生きることを民間にやらせることは大変結構なことだと思います。

○塩川委員 住宅ローンの話じゃなくて、中小企業金融の話を聞いてるんですけども。そういうところで実際あるのかどうかということなんですね。特に、今地域の中企業を支えている金融機関ということであれば、地銀ですか信金、信組。こういうところについては、今金融庁の方が引き続き不良債権処理というのでしりをたいていますから、そういうところで本当に、この一般貸し付け同行等の金融商品というのを民間金融機関が提供できるという担保はどこにあるんですか。

○鈴木政府参考人 ただいまの先生の御指摘でござりますけれども、私ども、こういう金融情勢を

判断いたしますときに、日銀短観のD-I等を見させていただくわけでございますが、例えば日銀短観のD-Iの資金繰り判断、これは中小企業の方の資金繰り判断でございますけれども、一九九八年の九月には、これはボトムでマイナス二五でございました。これが、現段階ではマイナス二というところまで、まだマイナスではございますけれども上向いております。また、金融機関の貸出態度判断でございますけれども、ボトムでは一九年でマイナス二二でございましたけれども、この前

と、プラス九とよくなつてきておりまして、金融機関の貸し出し態度も変わつてきておるのかな

と。

あわせまして、平成十七年の経済財政諮問会議におきまして、私ども、全国銀行協会の方から、

こういう分野については自分たちも一時期と違つたりであります。一番わかりやすいのは住宅ローン

だつたと思うんですね、セールスポイントだつた

と思います。しかしながら、このういうたぐいの商品も、民間ではもう既に出てきているのは御案内のところです。

○塩川委員 質問に答えていいんですよ。民間にできることは民間にと言ふから、では、実際に何ができるのかと。具体的に、この一般貸し付け

相当の、同等の金融商品というのは民間にできるのか。特に、地域中小企業に対して密接に支援し

てきている地銀とか信金、信組、全然話がない

じゃないですか。ですから、民間でできることは民間にとくので一般貸し付けをやめるというん

だけれども、それを引き受ける民間は出でない

というのが実態でしょう。それなら、なぜ撤退す

るのか。これははつきり言つて、政府としての中小企業金融の、政策金融の制度の後退だと言わざるを得ないと思います。

今、一般貸し付けについて利用している方のお話なんかをお聞きしましても、特に地域の核となるような製造業の方が設備投資を行う、そういう

際に、やはり特別貸し付けを使うんですね。しかし、特別貸し付けだけではボリュームが足りないから、一般貸し付けも利用したいという形での活用というのがあるというお話を聞きました。そ

ういう意味では、メニューとして当然残してしかるべきものじゃないのかというのが一般貸し付けだと思つております。そういう点でも、この一般貸し付けの撤退といふのは中小企業融資制度の後

退でしかないということをはつきり申し上げたい

と思っております。

その上で、もう一つお聞きしたいんですが、行

革法の議論の際に、GDP比で半減目標という

を掲げております。これ自体は、商工中金とか民営化する金融機関、政策金融がありますから、実質的に達成するという話だと思いますけれども、新公庫になつて貸付残高の削減目標の設定はどうするのか。新公庫においての数値目標の設定、それについてどういうふうにお考なのかをお聞かせいただけますか。

○渡辺国務大臣 まず、行革推進法に定められております貸付残高に係る対GDP比半減目標は、確実に達成をしていきたいと考えております。そ

の後、数値目標を設定することについては、中小零細企業の資金需要がどんなにになっているのか、民間金融機関の動向や部分保証、証券化などの新たな民業補完の手法の活用状況などを踏まえて検討をいたします。

○塩川委員 新公庫の貸付残高の削減目標をと  
うことについて、数値目標は検討していくとい  
う答弁ですから、いろいろ条件はおつしやいま  
すけれども、これはやはり絞つていくという方向

だというふうに受けとめました。

その点でお聞きしたいんですが、例えば、中小公庫の特別貸し付けあるいは国民公庫が行つてき  
う答弁ですから、いろいろ条件はおつしやいま  
すけれども、これはやはり絞つていくという方向

だというふうに受けとめました。

この点でお聞きしたいんですが、例えば、中小公庫の特別貸し付けあるいは国民公庫が行つてき  
う答弁ですから、いろいろ条件はおつしやいま  
すけれども、これはやはり絞つていくという方向

あわせて、特別貸し付けやマル経についても、数値目標の設定の検討ということは広い意味では当然入ってくるわけですから、これではやはり中小企業金融について政府としての役割を大きく後退させるものになるんじゃないのか。

大臣は、この法案の本会議の趣旨説明、質疑の答弁の中でも、今回の再編においても、中小零細企業の資金繰りに支障を来すことがないように万全を期すと述べていますけれども、それにそぐわないことになると率直に思いますけれども、大臣、いかがでしようか。

○甘利国務大臣 新しい日本政策金融公庫が民業補完に徹していくということは、補完機能はちゃんとやつていくということです。従来、例えればマル経に象徴されるような政策上必要なことについては、きちんと新政策金融機関が引き継いでいくということです。行革法が規定しているような、新政策公庫に移るときにGDP比半減する、これはもう決まっていることですから、きちんとやつていく。

その上で何をするかということにつきましては、私が先ほど申し上げたのは、目標を掲げて、目標それ自身が目的になるようなことでやみくもに進むということはあってはならぬということを言つたわけでありまして、不斷に資金ニーズつまり、それまでは官が担つていたけれども民がちゃんとやってくれるということがきちんと確認できれば、その部分は民に渡すということで、フレキシブルな対応というのは確かにあつていいかと思つてるのであります。

かつて官が低利、長期、固定でやつていたものをちゃんと民間をしっかり出しているのか、そこそここの議論は、一般貸し付けの部分に関して、もうちょっと条件を民間につけてくれたら民がいきますよ。しかし、政府系ががつちりと低利、固定、長期でカバーしてしまっていて、どうしても比較優位という点で政府系の方に軍配が上がるというところについてなかなか民間が出ていけない、そういう部分は、民間が多少の条件を

緩和してあげればそこまでいけるということは、いんだというふうに思つております。

そういうふうで、官でなければできない、民間が出ていく余地があるという理解をしてもらひますから、先ほど来議論がありますように、政府系が引いちやつた、民間が出てきてくれない、空白のスポットができてしまつた、そういうことではやれない、しかしその部分は、政策的に必要なところについてはきちんと不安のないよう

に、今まで政府系金融機関が担つてきたものを新政策公庫もちゃんと担つてていくというところはしっかりとやらせていただきたいというふうに思つております。

○塩川委員 目標ありきでやみくもに進めるものではないという話でしたけれども、その際に、民間でできることを確認できればその分野については見直すこともあるだろう。しかし、一般貸し付けの話でお聞きしましたように、では具体的に受け皿になるような金融商品が民間にあるのかと

いうと、具体的な答弁はないわけですね。大臣も、長期、固定、低利というところで、それをついて若干民間に引き寄せた形で考えてもらひますから、この間でできることを確認できればその分野については見直すこともあるだろう。しかし、一般貸し付けの話でお聞きしましたように、では具体的に受け皿になるような金融商品が民間にあるのかと

いうと、具体的な答弁はないわけですね。大臣も、長期、固定、低利というところで、それは見直すこともあるだろう。しかし、一般貸し付けの話でお聞きしましたように、では具体的に受け皿になるような金融商品が民間にあるのかと

午後四時二十五分散会

これにて散会いたします。

(参照)

株式会社日本政策金融公庫法案  
株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案  
は内閣委員会議録第九号に掲載

えば新しい商品も出てくるんだろうという話ですけれども、それは金融機関サイドにしてみれば、長期、固定、低利のどこかを見直せば自分のところの収益につながりますから手を出すかもしれないせんけれども、もともと中小企業の政策金融といふのは中小企業のための政策なんですよ。銀行、金融機関のための制度ではないわけですね。

日本のものづくりを支えてきてる、まさにその中核となつてゐるのが日本の中小企業でもありますから、そういう中小企業分野が、製造業で新しい設備投資をしようという際に、やはりこの一般貸し付けというのが非常に使い勝手がいいということです今まで活用されてきたわけですから、そういう制度を中小企業の立場でしっかりと残すことが必要なんじやないのか、それを絞る必要はないんじゃないのかということを、経済産業大臣の立場でお答えいただけますか。

○甘利国務大臣 これはもう法律で、官民の役割分担というのは線が引かれているわけですね。もちろん、特別貸し付けの柔軟性を通じていろいろ





平成十九年四月十八日印刷

平成十九年四月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A